

第5章 みんなで考えみんなで行動するまちづくり

第1節 みんなでつくる住みよいまちづくり

1 住民と行政の協働

現状と課題

《住民と行政の協働》

これまで公共サービスの提供はほぼ独占的に公共機関(役場や公益法人など)が行ってきましたが、地方主権による住民自治意識の高まり、住民ニーズの拡大、少子高齢化社会の進展、財政状況のひっ迫などにより、公共機関だけによる公共サービスの提供が困難になることが予想されています。そうした中で、行政機関が担ってきた公共サービスの分野で、自主的・自律的な意思による公益活動を行う住民や団体が公共サービスの担い手として活動が行われるよう環境を整えることが行政の役割として重要な施策であると考えています。

このように、協働とは住民と行政が相互理解と信頼で、目的を共有し、連携協力することで地域の公共的課題を解決しようとする新しい考え方です。

町では平成15年度より地域住民がまちづくりに積極的に参画し、地域課題の解決、地域活性化を目的とした事業に対する助成制度として「まちづくり協働推進事業」を創設し、平成17年度からは公民館や町内会など地域の住民組織(コミュニティ団体)を対象とした補助金制度として「パートナーシップ推進交付金事業」を創設しました。

今後は、対象事業や活動団体の拡充をはかり、積極的な自主活動による地域活性化をはかるまちづくりが必要です。

基本方針

住民と行政の協働は、これからのまちづくりの柱として、あらゆる行政の分野に反映し、推進します。

主要施策

1) 自主活動による地域の活性化

(1) まちづくり協働推進事業の充実

- ・住民の参画、地域課題の解決、地域活性化にむけた事業の支援をします。

(2) パートナーシップ事業の拡充

- ・対象事業の拡充をはかり、コミュニティ団体の活性化をはかります。

2) 協働推進の体制整備

(1) 意識づくり

- ・協働の取り組みを進め、地域の公共的な課題を解決するために、共に支えあう地域社会を築いていく意識づくりを高めます。

(2) 仕組みづくり

- ・協働について住民の理解を深め、効率的な協働の取り組みを進めるため、情報の共有や行政部門との連携を促進する体制整備や評価などの仕組みづくりを進めます。

(3) システムづくり

- ・積極的な情報発信とともに具体的な事例を積み重ね、協働の取り組みを評価し、新たな取り組みに生かしていくシステムづくりを進めます。

2 生涯学習

現状と課題

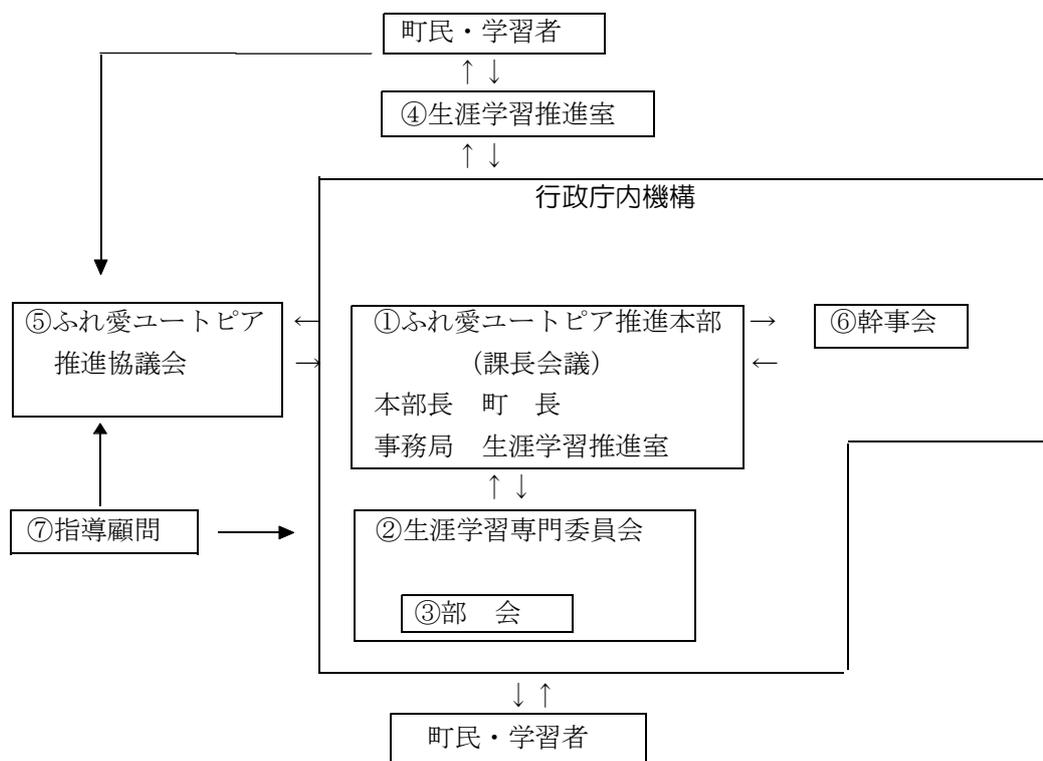
《生涯学習》

生涯学習は人々の生涯にわたる自発的な学習であって、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも生涯学習は行われています。しかもその学習活動・内容は生活のあらゆる領域にまたがっていることから、総合的に幅広い計画が求められています。

土幌町では平成16年度より行政庁内機構として、「*ふれ愛ユートピア推進本部」及び「生涯学習専門委員会」を設置し、生涯学習を総合的に進めるための中心的組織とし、基本的施策の確認や事業推進の総合調整をはかっています。また、生涯学習社会を的確に構築していくための諮問、建議、審議機関として「ふれ愛ユートピア推進協議会」も設置し、生涯学習の環境づくりや生涯学習推進の地域リーダーとして活躍をはかっています。

今後は、この体制が継続的に機能を発揮させることが課題であり、生涯学習専門委員会による効果的な学習の企画・立案にあたるための情報提供や、町民と行政が課題ごとに情報交換できる機会の拡大が必要となります。

土幌町生涯学習推進体制展開図



■ふれ愛ユートピア推進本部

行政庁内で生涯学習を総合的に進めるため、基本的施策の確認や事業推進の総合調整をはかる中心的組織。

基本方針

自主・自立のまちづくり実現に向けて、町民の参画を積極的に進め、町民と行政による施策の検証、評価と活動計画の策定を行い、学び合いのまちづくりをめざします。

主要施策

1) 生涯学習の推進

(1) まちづくりと生涯学習

- ・生涯学習の理念は、まちづくり、人づくりの根幹を示す考え方として、生涯学習社会の構築に向けさまざまな事業に取り組んできており、まちづくりに欠かせない施策として推進します。
- ・町民と行政による施策の検証、評価、活動計画の策定を進めます。

(2) 生涯学習推進体制の充実

- ・ふれ愛ユートピア推進本部、ふれ愛ユートピア推進協議会、生涯学習専門委員会の一層の活性化をはかります。

(3) 生涯学習事業の啓発

- ・生涯学習ガイドブックの発行をはじめ、まちづくりふれ愛ユートピア講座や生涯学習支援バンク事業など各種啓発事業の実施に努めます。

(4) 参加機会の拡大

- ・「*出前講座」など、少人数でも町民と行政が課題ごとに情報交換できる場の拡大に努めます。

まちづくりふれ愛ユートピア講座

■ 出前講座

町職員が講師になり団体・グループなどのところに出向き、話をする学習。

3 人材育成

現状と課題

《人材育成》

「まちづくり」を進めるのは「人」であり、人材育成はまちづくりを進める上で重要な課題です。

平成16年度より*生涯学習支援バンク制度を開始し、町民がこれまでさまざまな経験や活動によって身につけた知識や技術、技能などを町民の生涯学習活動の場で活かし、町民相互が学び合い、認め合う豊かな地域社会の形成をめざしています。

また、土幌町には、民間の力で活発に活動し発展している団体があり、そこには若い力を引き出す中心となる人材が育っています。

これからは、各種業種団体を育てることがまちづくりの基本となります。各団体のリーダー及び団体間を*コーディネート(物事を調整し、まとめること)する人材の育成を進め、職種を超えた若者のエネルギーの方向づけをすることが必要です。

基本方針

まちづくり活動の促進に向けたグループの育成・支援を進めるとともに、中心となる人材の発掘と養成に努め、自主的にまちづくりを実践できる地域をめざします。

主要施策

1) 人材の育成

(1) まちづくり人材の育成

- ・人材育成のための各種研修会などの参画を促進し、まちづくりのリーダーとなる人材の発掘と養成に努めます。

(2) まちづくりグループの育成

- ・まちづくり活動の中心となるグループの育成に努めます。
- ・町民による自主的なまちづくり活動の促進と活動の輪を広げるため、まちづくり活動を支援します。

■生涯学習支援バンク制度

学習活動を支援する指導者登録派遣制度。

■コーディネート

物事を調整し、まとめること。

4 コミュニティ

現状と課題

《駐在区》

生活が豊かである反面、都市化の進展や核家族化の進行などにより地域社会におけるふれあいや人間関係は希薄になっています。しかし、高齢化社会の進行により地域におけるふれあいや助け合いなど、地域の連帯を高めることはますます重要になっています。

平成17年度から実施したパートナーシップ事業により、コミュニティの自主性及び個性を尊重した地域のための各種活動がより一層推進されることが期待されています。

しかし、駐在区の規模の格差が大きく、これまで農村部において適正規模への統合を進めてきましたが、世帯数が少ない駐在区が統合した現在の駐在区で自治活動が展開しづらいという状況もあります。今後は農村地域、市街地域の現状を考慮し望ましい駐在区規模についての検討を進め、活発な駐在区活動の展開をはかることが必要です。

《公民館》

公民館活動については、個人の活動が主体となり、地域活動に参加しない住民が多くなりつつあります。各世代が参加しやすい魅力ある事業の開催を地域単位で考え、行政と地域とが連携し、より一層の啓蒙活動に努め参加者を増やしていくことが必要です。

本町のコミュニティ活動に対する支援は、一般的な活動助成のほか、花いっぱい運動や地域ふれあい活動などに対する支援を維持し、地域住民がパートナーシップ事業を活用してより自主性を発揮することが重要です。

基本方針

駐在区の適正規模についての検討を進め、地域活動の発展に努めます。

公民館活動の自主性を尊重し魅力ある地域活動を支援します。

主要施策

1) コミュニティ活動の支援・充実

(1) 駐在区組織の充実

- ・駐在区の適正規模の検討と地域活動の充実に向けた支援を進めます。

(2) 公民館活動の充実

- ・パートナーシップ事業を推進し、地域の独自性を高めた参加しやすい事業の展開を支援します。
- ・地域の自主的活動を支援します。

5 男女共同参画

現状と課題

《男女共同参画》

本町では多くの女性が労働に携わり、家庭や地域の担い手として大きな役割を果たしています。しかし、町民の意識には家庭、職場、地域において男女間の不平等を感じている状況も存在しており、男女参画に向けた一層の努力が求められています。

少子高齢化や社会情勢の急速な変化に対応し、誰もが活き活きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた土幌町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

今後は、制定された土幌町男女共同参画推進条例の啓発に努めるとともに、*7つの基本理念に基づき、町、町民、事業者、教育関係者が協力しあい基本計画に沿った施策を総合的かつ計画的に進めて行く必要があります。

女性の登用率の推移

	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況				
	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率（%）
H14	17	12	199	17	8.5	6	2	35	2	5.7
H15	17	12	200	22	11.0	6	2	35	2	5.7
H16	17	12	200	22	11.0	6	3	35	3	8.6
H17	15	12	188	20	10.6	6	4	35	5	14.3

	女性公務員の状況（各年4月1日現在）					
	職員総数	うち女性職数	女性比率（%）	うち管理職		
				管理職総数	うち女性管理職数	女性比率（%）
H14	271	129	47.6	24	1	4.2
H15	225	113	50.2	27	3	11.1
H16	233	116	49.8	28	3	10.7
H17	223	110	49.3	38	3	7.9

資料：総務課

■ 7つの基本理念（土幌町男女共同参画推進条例）

主要施策にある7項目。

基本方針

男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりに努めます。

主要施策

1) 男女共同参画の推進

(1) 男女人権の尊重

- ・女性への差別や暴力などをなくす啓発活動や相談体制の充実をはかります。
- ・男女共同参画の視点にたった表現（情報）への配慮に努めます。

(2) 社会における制度慣行の配慮

- ・家庭生活(家事、育児、介護など)での男女平等の意識の醸成をはかります。

(3) 施策立案、決定への共同参画

- ・審議会等委員への女性登用率を基本計画に定められた目標値(当面は30%)への到達をめざします。

(4) 家庭生活と他の活動両立

- ・子育て支援、介護支援策の充実により働き続けられる環境整備に努めます。

(5) 生涯にわたる健康生活への配慮

- ・妊娠、出産、高齢期における健康づくりへの支援に努めます。

(6) 教育及び学習における男女共同参画配慮

- ・学校教育において男女平等・人権尊重の視点に立った教育の推進に努めます。
- ・地域における各種講座の開催に努めます。

(7) 国際社会における取組への配慮

- ・国際的な取り組みに対する協力、配慮に努めます。



女性まつり

6 広報広聴

現状と課題

《広報広聴》

毎月発行の広報「しほろ」とお知らせ版の「役場だより」を毎月2回発行し、町民広報活動を実施しています。さらに、「議会だより」「病院だより」「消防だより」なども適宜発行し、住民啓発に努めています。しかし、全町民に読まれているとはいえない状況もあり、読まれる広報誌づくりの工夫や、町民に広報誌などの重要性を理解してもらうことが必要です。

広聴活動においては、春と秋に開催の町づくり懇談会は各地区の意見・要望などを取り入れる機会として大変重要であり、今後も継続した開催が必要です。一方、各組織などとの「町長とのふれあいトーク」の開催や「ユートピアメール」の活用により広く町民の声を反映させる機会を設けていますが、利用者が少なく今後の利用拡大に向けた検討が必要です。

基本方針

広報広聴活動を充実し、住民が積極的に参加しやすい行政推進と情報の共有化に努めます。

主要施策

1) 広報広聴活動の充実

(1) 広報活動の充実

- ・見やすい、読みやすい、わかりやすい「広報誌」「役場だより」の発行に努めます。
- ・*ホームページによる広報活動の充実をはかります。

(2) 広聴活動の充実

- ・各種懇談会、ユートピアメールによる住民要望、意見、提案への適切な対応と把握に努めます。
- ・住民の声を聞く機会の拡充に努めます。

秋季町づくり懇談会

■ホームページ

インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。

第2節 効率的で透明性の高い行財政運営

1 行政体制

現状と課題

《行政体制》

分権型社会において、地域における総合的な行政主体として高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民に身近な行政サービスを提供するという役割はますます増大してきており、地域におけるさまざまな課題を自らの判断と責任において自主的・主体的に解決できる行政組織体制が求められています。

現在、町の行政組織は、本庁は6課1室4局、出先は教育委員会（2課）、高校、幼稚園、病院、特養ホーム、総合福祉センター、保育所（土幌1・へき地6）、車両センター、学校給食センターの職員数252名（平成17年4月1現在）で運営され、職員数減少に対応するため*グループ制の一部導入、*OA化・ネットワーク化による事務改善を推進しています。

国・地方を通じて悪化する財政事情の中、少子高齢化の急速な進展により、新たに住民や*NGO（非政府組織）・NPO・企業などが行政と協働した各種行政サービスを行う供給システムづくりが求められており、地方の行政運営を担う組織への構築が必要になります。

また、道では地域主権型社会を構築していくため、道州制をめざした取り組みを進めています。住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことになり、道から市町村への事務・権限の委譲が進みつつあります。

基本方針

行政需要の多様化、高度化に即応できる行政組織・機構の改革を進めるとともに、職員の能力向上と事務の近代化による柔軟かつ効率的な行政運営をめざします。

行政情報を積極的に提供するとともに、町民の声を町政に反映させるため多様な意見収集システムを構築し、町民と行政が情報を共有化することをめざします。

住民への分かりやすさ、速やかな意思決定・対応などの観点から、簡素で効率的な組織体制をはかります。

■グループ制

係を廃止し、業務のまとまりごとに柔軟な組織運営ができる体制。

■OA化

事務作業を機械化・自動化し、事務処理の合理化・効率化をはかること。

■NGO

非政府組織。

主要施策

1) 計画的な行政の推進

(1) 横断的な行政運営の確立

- ・各個別分野の計画づくりや重点事業の遂行に関係部署が連携し取り組むプロジェクト体制を構築し、敏速かつ横断的な行政運営に努めます。

2) 行政改革の推進

(1) 組織・機構の見直し

- ・住民サービスの需要の変化や権限移譲に対応した行政機構や事務分掌の随時見直しをはかります。
- ・各種審議会などの改廃・再編を進めます。
- ・道州制、支庁制度改革に伴う事務・権限の委譲に対応できる効率的かつ機能的な組織・機構を構築します。

(2) 職員の適正配置

- ・適正な人材確保、人材登用を行います。
- ・職員定数の適正化に努めます。

(3) 事務事業の見直し

- ・第2期行政改革推進大綱に基づき事務事業の見直しを徹底的に行います。

3) 職員の能力向上

(1) 研修強化と人事交流の推進

- ・職員研修機会の拡充と国・道との人事交流を行います。

4) 事務の効率化

(1) 民間活力の導入

- ・民間活力の導入による効率的な行政運営を進めます。

(2) 窓口サービスの向上

- ・窓口における事務手続きの簡略化・迅速化をはかります。
- ・窓口の総合化を調査研究し、窓口サービスの向上に努めます。
- ・OA化、ネットワーク化による事務の効率化をはかります。

5) 行政組織の*スリム化(統廃合)と適正配置

(1) グループ制の導入

- ・グループ制の導入により業務運営を柔軟に行い、業務の繁閑に応じ、弾力的な職員配置や事務配分を行うなど限られた人員の有効活用をはかります。

(2) 組織のスリム化

- ・課(局室)の統廃合による事務などの効率化、施策決定の迅速化をはかります。

■スリム化

統廃合。

2 財政運営

現状と課題

《財政運営》

行政運営の基盤となるものは健全な財政運営ですが、景気低迷は徐々に回復傾向にあるといわれているものの、国の三位一体の改革などにより、市町村合併や地方財政改革が粛々と進められており、現在の財政状況は税収などの適正な財源の確保を行うとともに効率的かつ計画的な運営がますます重要となっています。

歳出において、第4期町づくり総合計画において実施した町立病院の改築をはじめとする各種大型事業により、それらの財源となった町債の償還が著しく増加しており、人件費や扶助・補助経費とともに経常収支比率を高める要因となり、財政の硬直化が懸念されるところです。特に町債の未償還残高は100億円超と大幅に増加しています。

歳入については、町税を始めとする経常的収入が減少傾向にあり、特に歳入の半分近くを占める地方交付税も我が国の経済情勢から、大幅な減額が予想されています。

一方、特定目的基金残高は平成16年度末で29億円となり、それぞれの目的に応じた財源として積み立てられています。

今後は、自主・自立プランに沿った第2期行政改革推進大綱をはじめとする各種改革実施するなかで、建設事業などの各種事業の適正な選択に努めます。また、団体補助などの見直しも含めた経常経費の縮減、*公債費負担の適正化などにより一層健全な財政運営に努める必要があります。

平成16年度一般会計収支状況 (単位 万円)

(収 入)			(支 出)		
項 目	予算額	収入済額	項 目	予算額	支出済額
町 税	81,510	83,959	議会費	8,457	8,422
地方交付税	325,466	325,466	総務費	69,851	66,717
分担金及び交付金	10,288	8,211	民生・衛生費	163,359	144,664
使用料及び手数料	17,898	18,601	商工・労働費	18,135	17,728
国庫支出金	41,167	41,094	農林業費	97,157	93,818
道支出金	37,707	37,775	土木費	94,262	93,559
財産収入	10,833	11,069	消防費	24,040	23,910
町 債	85,695	85,695	教育費	101,008	98,408
諸収入	27,162	17,210	公債費	128,962	126,073
その他	81,822	68,741	その他	14,257	13,224

資料：企画課

基本方針

土幌町の将来を見通した効率的かつ効果的な町政施行をはかるため財政基盤の強化と財政健全化の推進に努めます。そのため、財政計画の見直しや受益者負担の適正化をはじめ財政構造の安定化を促進します。

また、政策・事業などの重要度、緊急度を十分に考慮した上で、優先順位を明確にし、限られた財源での重点的かつ効率的な町政執行に努めます。

財政計画に裏付けされた事業計画を徹底します。

主要施策

1) 計画的な財政運営

(1) 総合計画や各種計画と財政計画との連動

- ・ 第5期町づくり総合計画、第2期行政改革推進大綱などに基づく長期財政計画を策定します。
- ・ 実施計画と財政計画の整合性をはかります。
- ・ 計画の進行状況を公開していきます。

(2) 効率的な財政運営

- ・ 経常経費の節減、合理化を推進します。
- ・ 各種団体などへの補助金・助成金の見直しをはかります。
- ・ 特別会計、事業会計の独立採算化に努めます。
- ・ 投資的経費の効果的な運用に努めます。
- ・ 町債の借入抑制による公債費負担の計画的な縮減に努めます。
- ・ 各種基金の効果的かつ適正な運用に努めます。
- ・ 町有地の未活用地の有効活用をはかります。

2) 財源の確保

(1) 自主財源の確保

- ・ 地場産業の振興により税収入の向上をはかります。
- ・ 町税の適正な課税と徴収に努めます。
- ・ *コスト意識(原価、物の値段に対する意識)を持ち、財源の確保に努めます。
- ・ 国庫補助制度などにおける財源確保に努めます。

3) 受益者負担の適正化

(1) 受益者負担の原則の確立

- ・ 受益者負担の原則に基づき、適正な使用料・手数料の徴収をはかります。

(2) 行政サービスのあり方

- ・ 行政サービスのあり方を検討し、行政と住民の役割分担の明確化に努めます。

■ コスト意識

原価、物の値段に対する意識。

■ 公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

3 広域行政

現状と課題

《広域行政》

自動車の普及と交通・通信網の発達により、住民生活圏が飛躍的に拡大しています。また、近年の複雑・多岐にわたる行政課題を効率的に解決するために、自治体を越えた広域的な行政体制が求められています。

十勝では、平成元年に全市町村による十勝圏複合事務組合が設立されており、その他北十勝4町（音更・鹿追・士幌・上士幌）による広域消防体制や、介護保険の認定審査会、2町（士幌・上士幌）によるゴミ処理及び資源リサイクル事業が進められています。

一方、国においては、平成11年に市町村合併特例法を大幅に改正し、強かに市町村合併推進をはかり、全国の市町村数は平成11年3月末3,232が、平成18年3月末現在で1,822となりました。

本町においては、平成15年7月に上士幌町との任意合併協議会を設立し協議を重ねましたが、平成16年6月に解散しました。

十勝管内においては、音更町、清水町を除く1市14町3村が合併協議会を設置し、合併協議が行われましたが、旧合併特例法の適用を受けての市町村合併は、幕別町と旧忠類村の1町1村となりました。

しかし、地方財政は厳しい環境の下にあり、その先行きも不透明であることから、効率的で効果的な行政運営が一層求められています。

平成16年8月に十勝圏広域連携検討会が設置され、管内全市町村の効率的な行財政運営をめざして、消防事務、介護事務、税滞納整理事務、国保事務の広域連携の可能性について検討しているほか、近隣町村とのさまざまな可能性を検討しています。

基本方針

町民の生活圏拡大の対応やより効果的・効率的な行政を進めるため、十勝及び近隣町村との広域的な連携を積極的に展開するとともに、三位一体の改革や道州制など地方自治を取り巻く環境の変化を踏まえながら十勝の一体的な発展をめざします。

主要施策

1) 広域行政の推進

(1) 広域行政体制の確立

- ・ 広域行政を積極的に推進し、効率的な行財政運営をめざします。

2) 広域的な連携の強化

(1) 広域的な連携事業の推進

- ・ 各自治体で共通・重複する事務事業の共同処理を進めます。

用語解説

【ア行】

■アメニティ環境

地域社会における居住空間としての快適さ、心地よさ。

■アグリビジネス

農産物の供給、加工、流通など関連部門を包括した産業分野。

■アグリビジネス科(農業科学科)

農産物生産における栽培・飼育、収穫、出荷における基礎知識と技術を学ぶ学科。

■アウトドア

戸外の、野外の。

■IT産業

情報通信に関連する事業の総称。

■Iターン

もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住し定職に就くこと。

■イメージ

見たり聞いたりして頭に思い浮かべる印象、姿、形。

■インターネット

世界規模のコンピュータ・ネットワーク。

■インフォームドコンセント

十分な説明を受けたうえでの同意。納得診療、説明と同意。

■1次医療

市町村行政区域において、住民の日常生活に密着した身近で頻度の高い医療サービスの提供をいう。

■医療安全管理マニュアル

安全管理のための指針。

■NGO

非政府組織。

■NPO

法人格を持った公共サービスを行う民間非営利組織。

■オアシス

憩いの場所。

■オゾン層

地球の成層圏以高にある酸素の同素体。

■OA化

事務作業を機械化・自動化し、事務処理の合理化・効率化をはかること。

【カ行】

■カリキュラム

教育課程。

■河岸決壊

流れる水により堤防の土砂が削り取られること。

■河床洗掘

流れる水により川底の土砂が削り取られること。

■河積不足

河川の流水面積の不足。

■学校評議員制度

教員以外の者で学校運営に関し意見を述べるができる制度。

■学校外部評価制度

学校外部からの意見を取り入れた実効性ある評価システム。

■合併浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽。

■環境マネジメントシステム

環境に関する計画や目標について「計画－実行－点検－評価－見直し」を行い、システムを継続的に改善していく仕組み。役場では平成17年7月より運用を開始しています。

■キャンペーン

組織的な運動。宣伝活動。

■旧耐震基準

昭和56年以前の建築物が対象。

■京都議定書

先進国に対して地球温暖化防止のための数値目標を設定した国際条約。

■クリーン農業

環境保全型農業。有機物の使用などによる土づくりに努め、農業や化学肥料の使用を必要最小限とどめるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農産物の生産を進める農業。

■グリーン購入

リサイクルされた品物を購入すること。

■グリーンツーリズム

農産漁村の民宿を利用した長期滞在型旅行で、滞在して余暇を楽しみ、地域の人々と交流をはかる活動。

■グループ制

係を廃止し、業務のまとまりごとに柔軟な組織運営ができる体制。

■コーディネート

物事を調整し、まとめること。

■コスト

物を生産するのに要する費用。原価。生産費。

■コスト意識

原価、物の値段に対する意識。

■コミュニティ

地域社会。共同生活のための地域集団。

■コントラクター

農業経営の規模拡大や労働負担の軽減などのため、農作業を請け負う組織。農家集団や農協のほか、民間事業としても取り組まれている。

■公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

■高水敷

常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。大きな洪水の時には水に浸かってしまう。

■交通アクセス

交通の利便性。

【サ行】

■サイドビジネス

副業。

■サポート

手助け。支援。

■サークル

同好会の仲間。

■三位一体の改革

地方自治体の自由度を高め、住民により身近で、地域の特性にあった施策を展開するため、国と地方の役割を見直し財政面での自立をはかり、真の地方自治の確立をめざす「地方分権改革」。国庫補助負担金の削減、税源の委譲、地方交付税の見直しを三位一体で検討する。

■財政立て直しプラン

「地域主権の推進」「官から民へ」「働く道庁」に基づき道政改革を進め、目前に迫った赤字債権団体転落回避と、将来にわたって持続可能な財政構造の構築をめざす計画。

■システム

しくみ。体系。制度。

■シーニックバイウェイ北海道

シーン（景色）の形容詞“シーニック”と、わき道を意味するバイウェイを組み合わせた言葉。シーニックバイウェイ北海道は、北海道固有の景観、自然、歴史、文化、レクリエーション資源等地域資源を最大限活用し、競争力のある美しく個性的な北海道を実現することを目的として、地域発案の下、地域住民等と行政が連携し、地域資源の保全、改善等による美しい景観づくり、活力ある地域づくり及び魅力ある観光空間づくりを推進するもの。

■Jターン

地方出身の都市部の居住者が、出身地に近い中核都市に移住して定職に就くこと。

■士幌町自主・自立プラン

平成16年6月、任意合併協議会を解散後、単独自立をめざすために作成した計画。（平成16年度作成）

■生涯学習支援バンク制度

学習活動を支援する指導者登録派遣制度。

■食育

食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■親水機能

人々が水に親しみ楽しめる機能。

■次世代育成支援（次世代育成支援対策推進法）

少子化対策の推進を目的とする法律。地歩公共団体及び事業主に対し、国の指針に基づく子育て支援のための行動計画の策定を義務づけ、国・地方公共団体・企業が一体となって次世代育成支援対策に集中的・計画的に取り組む内容を定めている。2015年までの時限立法。

■需給調整規制

交通分野における参入規制。

■情報メディア

情報伝達手段、マスコミ。

■スリム化

統廃合。

■スローフード運動

食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守り、質の良い食材を提供する小生産者を保護し、消費者に味の教育を行う。

■水源かん養

水源の確保、洪水の防止、河川の保護など。

■総合型地域スポーツクラブ

地域住民が気軽にさまざまな種目に親しめる、地域に根ざした総合的スポーツクラブ。

【夕行】

■第3セクター

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。

■地域循環型農業

環境と調和のとれた農業生産のため、家畜ふん尿のリサイクルや緑肥の導入などにより、効率的な土づくりを推進する持続性の高い農業生産方式。

■地域包括支援センター

市町村ごとに設置され、介護保険に伴う新予防給付や虚弱高齢者を対象とした介護予防、総合相談・家族支援事業等を行います。

■地産地消

地元で取れた生産物を地元で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

■地方交付税

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化をはかり、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化するための財源。

■地域ケア会議

保健・医療・福祉の各施策を総合的に調整し、適切なサービスを提供するための会議。

■地域通貨

限定地域や共同体だけで利用可能である通貨やそのシステムの総称。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなどの排出により温室効果ガスが増え、地球の気温が上がること。

■中核病院

2次医療サービスの提供を担い、地域で中核的な役割を果たしている病院。

■低水路護岸

低水路部分に施す護岸。(護岸とは、河岸や堤防を守るために設けられる施設で、コンクリートなどで覆うような構造のもの)

■デジタル方式

物質・システムなどの状態を、数字文字などの信号によって表現する方式。

■低平地

低水路のこと。水が常に流れている部分。

■出前講座

町職員が講師になり団体・グループなどのところに出向き、話をする学習。

■特別支援教育

障がいのある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う教育。

■道営営農用水事業

農業に必要な農業用水を整備する事業の名称。

■道州制

広域行政の制度。

■道単河道整備

北海道の単独費による河川の整備事業。

【ナ行】

■7つの基本理念(士幌町男女共同参画推進条例)

主要施策にある7項目。

■ニーズ

要求、需要。

■ネットワーク

網の目のような組織。

■内水位

堤内地の水位。

■ノーマライゼーション

だれもが社会の中で同じように生活し活動する社会。

■農業集落排水

農村地域の汚水処理施設。

【ハ行】

■発達支援センター

障がいや発達に遅れのある子どもと家族に対し、日常的な療育、相談、指導等を行います。

■バイオガスプラント

廃棄物処理と資源循環システムを組み合わせた廃棄物再生型総合リサイクルシステム。

■パートナーシップ

友好的で対等な協力関係・提携。

■パイロットショップ

商品の売れ行きを調べるために設ける店舗。

■パートタイム

短時間労働。

■バリアフリー

段差や仕切りをなくす。

■背後地

堤内地のこと。

■ファームステイ

農家に寄宿させて農業を体験させる試み。

■ファームイン

農場、牧場に数日間宿泊し、農場生活を体験する民宿の一種。

■ファームレストラン

併設や近隣の農場で育てられた農産物を、料理として提供するレストラン。

■フードシステム科(食品化学科)

農産物を主原料に、食品の加工、貯蔵、品質管理や食品の流通における基礎知識と技術を学ぶ学科。

■フィールド

広い競技場。競技を行う場所。

■ブランド

商標。銘柄。他と明確に差別化できる個性。(イメージ・信頼感・高級感など)

■ふれあいサロン

高齢者等と地域住民が気軽に集い、お茶を飲んだり、趣味・娯楽活動を通じて仲間づくりを行う場。閉じこもりの予防や地域での声かけとして活動しています。

■ふれ愛ユートピア推進本部

行政庁内で生涯学習を総合的に進めるため、基本的施策の確認や事業推進の総合調整をはかる中心的組織。

■ベットタウン

都市周辺の住宅地域。

■ホームプロジェクト

経営計画、研究。

■ホームページ

インターネットの情報提供者が、情報の簡単な内容を紹介するために持つページ。

■ボランティア

自発的に奉仕活動をする人。

■防火フェスティバル

防火に関する祭典。祭り。

■防災マニュアル

防災のための手引き書。

■訪問開拓員

高齢者の就業機会の増大のため、仕事の訪問開拓を行う専門員。

【マ行】

■マス市場

大量、多数市場。

■マスメディア

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、FAX、パソコンなど、情報の送り手と受け手を結ぶさまざまな媒体。

■埋蔵文化財包蔵地

集落跡などの遺跡や埋蔵されている石器・土器などの遺物を包蔵する土地。

■モータリゼーション

自動車の大衆化、生活において自動車が頻繁に使用される社会。

【ヤ行】

■ユートピア

理想郷。

■Uターン

出身地に戻り定職に就くこと。

■幼保一元化

幼稚園と保育所を一つにして、両方の機能を有する。

【ラ行】

■ライフスタイル

生活様式を衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んだ意味。

■LAN

同一組織内で用いられる情報通信網。

■酪農ヘルパー

休日の確保など、酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わって酪農作業を行う派遣要員。

■リサイクルシステム

廃品や資源の再利用、再生する体系。

■リフォーム

改正。改革。改良。改善。建物の改築。

■ローリング方式

計画の実施状況や環境の変化に応じて、計画内容を定期的に見直し調整する方法。

